

UBC情報

発行： 2022年2月1日

No. 260

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

令和3年分の確定申告書の受付は、2月16日（水）～3月15日（火）までです。早期の帳簿・資料の提出にご協力をお願い致します。

なお、ご自身で申告される場合の申告会場は、宇部税務署（宇部市）、厚狭税務署（山陽小野田市）です。

トピックス

令和4年1月から適用となった主な税制

◎電子帳簿保存法の見直し……電子帳簿等保存（電子的に作成した帳簿書類をデータで保存）や、スキャナ保存（紙で受領・作成した領収書等を画像データで保存）について、事前承認を不要とし、要件を緩和するなど手続が簡素化されます。また、請求書や領収書等をメールで受領する場合など取引情報の授受をデータで行う「電子取引」は原則、一定要件の下でデータのまま保存する必要があります（令和5年まで紙による保存も容認する経過措置あり・裏面のQ&Aを参照）。

◎退職所得課税の見直し……役員等以外としての勤続年数が5年以下である方が退職手当等の支払を受けた場合の退職所得金額について、退職所得控除額を差し引いた残額のうち300万円を超える部分は、1/2課税が適用されません。

◎セルフメディケーション税制の見直し……一定の取組（健診や予防接種等）を行う方で、特定の医薬品の購入費用が1万2千円を超える場合に適用できるセルフメディケーション税制について、対象医薬品が拡大します。また、令和3年分の確定申告から「一定の取組」の証明書類は添付不要となりました。

◎ふるさと納税の申告に係る添付書類……ふるさと納税について確定申告をする場合、令和3年分から寄附先ごとの受領証に代えて、特定事業者（指定を受けたふるさと納税の仲介サイト）が発行する年間寄附額が記載された「寄附金控除に関する証明書」を添付することができます。

◎自動車税環境性能割の軽減措置の終了……自動車を取得した際、燃費性能等に応じて課税される環境性能割について、自家用乗用車に対する1%軽減措置が令和3年末で終了となり、税率が変わります。



★給与所得者の確定申告（還付申告）について★

大部分の給与所得者は確定申告をする必要はありませんが、給与収入が2千万円超の方や、給与以外の所得（退職所得を除く）が20万円超の方などは確定申告をする必要があります。

また、確定申告が必要ない方でも、医療費が10万円（所得200万円未満の方は、その5%）を超える場合の医療費控除や、災害等で住宅や家財に損害を受けた場合の雑損控除などを適用して還付を受ける場合は還付申告を行います。

なお、還付申告については、確定申告期間に関係なく1月から行うことができます。

◆電子取引の保存に関する宥恕措置Q&A◆

Q. 対応が困難な事業者に対する宥恕措置は？

A. 令和4年1月から令和5年12月までに行われた電子取引データは、要件に従って保存をすることができないことについて「やむを得ない事情」があり、かつ、税務調査等の際に「その電子データを整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面の提示又は提出することができる」場合は、出力書面による保存も認められます。

Q. 「やむを得ない事情」とは？

A. 電子取引の保存に係るシステムや社内ワークフローの整備が間に合わないなど、要件に従って保存する準備を整えることが困難な場合が該当します。

Q. 「整然とした形式及び明瞭な状態で出力された書面の提示又は提出」とは？

A. 書面により作成される場合に準じた規則性を有する形式で出力され、かつ、出力される文字を容易に識別することができる状態をいい、税務調査等の際、税務職員の求めに応じて、その電子データの出力書面を提示又は提出できるようにしておきます。

Q. 事前に申請等は必要？

A. やむを得ない事情などは、税務調査等の際に必要に応じて確認するため、事前の申請等は不要です。

◆確定申告会場の入場は整理券が必要◆

新型コロナの感染リスクを軽減するため、e-Taxによる申告が推奨されていますが、税務署等の確定申告会場に行く場合、会場への入場は時間枠を区切った「入場整理券」が必要となります。また、入場時に検温が実施され、37.5度以上の発熱がある場合などは入場ができません。

なお、入場整理券は各会場で当日配付される他、LINEによるオンライン事前発行もできます。

宇部税務署では、来場者分散のため、前倒して1月24日から申告の受付を開始しています。



◆一定の財産を保有する方は調書の提出を◆

昨年末時点で5千万円を超える国外財産を保有している方は、国外財産の種類や価額などを記載した国外財産調書を、3月15日までに提出する必要があります。

また、所得税等の確定申告書を提出する必要がある方で、その年分の所得金額（退職所得を除く）が2千万円超であり、年末時点で3億円以上の財産又は1億円以上の有価証券等を有する方は、財産の種類や価額等を記載した「財産債務調書」を提出する必要があります。

なお、令和4年度税制改正により、財産債務調書は令和5年分から、年末時点で10億円以上の財産を有する方も提出義務者となります。

◆相続登記の申請義務化は令和6年4月施行◆

所有者不明土地の解消のため、令和3年4月に民法等の改正が成立し、①不動産を取得した相続人に対し、取得を知った日から3年以内に相続登記の申請を義務付けるなど「不動産登記制度の見直し」、②所有者不明土地管理制度等の創設や、共有者不明の共有地の利用円滑化など「土地利用に関連する民法のルールの見直し」、③相続等により土地の所有権を取得した方が法務大臣の承認を受けて、所有権を国庫に帰属させることができる「相続土地国庫帰属制度の創設」が実施されます。

①は令和6年4月（住所等の変更登記の義務化は未定）、②は令和5年4月、③は令和5年4月27日にそれぞれ施行されます。

発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



UBC社福情報

No. 260

発行 2022年2月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元：
(有)ユービーシー経営
河野会計事務所

〒755-0036
宇部市北琴芝 1-6-10

Tel:0836-33-6717
Fax:0836-33-6753
Mail:info@ubc-net.com
URL:http://ubc-net.com

トピックス

健康寿命、男性72.68歳、女性75.38歳に
～厚生労働省が「健康寿命の令和元年値について」を発表～

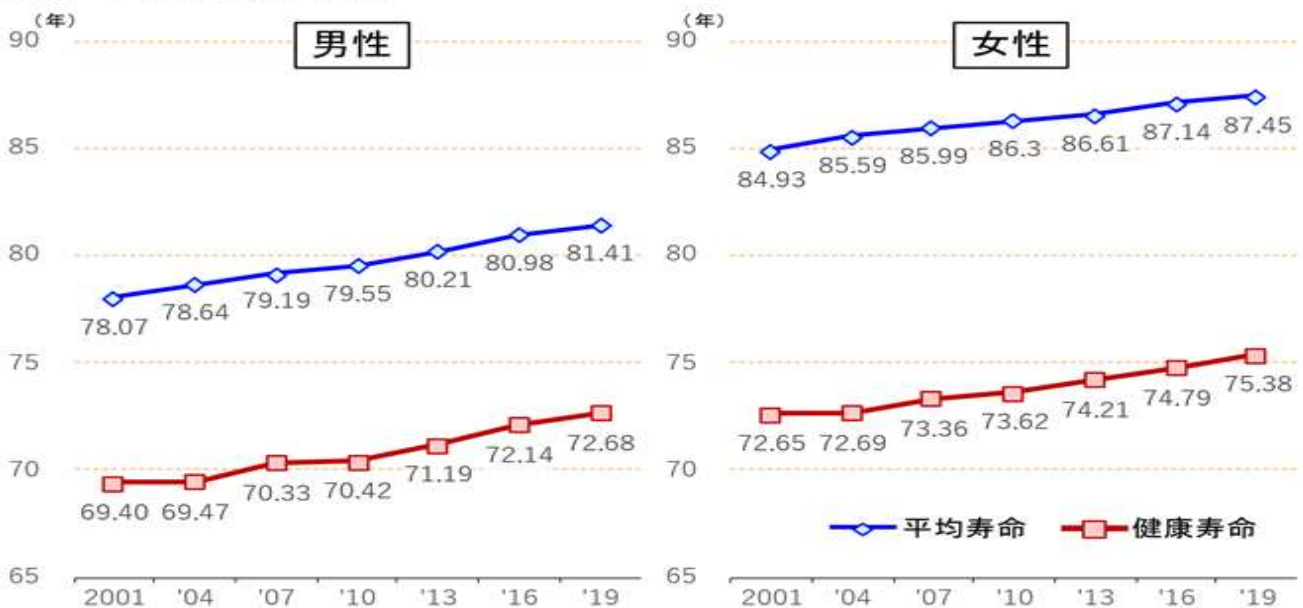
厚生労働省は、令和3(2021)年12月20日に開催された第16回健康日本21(第二次)推進専門委員会において、資料「健康寿命の令和元年値について」を発表しました。それによれば令和元(2019)年の健康寿命は、男性72.68歳、女性75.38歳でした。

健康寿命は、2000年に世界保健機関(WHO)が提唱したもので、介護などの必要がなく、健康上の理由で日常生活を制限されることなく過ごせる期間のことです。わが国では国民生活基礎調査をもとに平成13(2001)年から3年ごとに算出されています。前回の平成28(2016)年調査(男性72.14歳、女性74.79歳)と比べ、男性で0.54歳、女性で0.59歳延びました。平成13年からの18年間ですと、男性は3.28歳、女性は2.73歳も延びています(参考資料の図表1参照)。

一方、令和元年の平均寿命は男性81.41歳、女性87.45歳でした。平均寿命と健康寿命とは算出方法が異なるため単純には言えませんが、平均寿命と健康寿命の差は「日常生活に支障がある期間」と考えてよいでしょう。この期間を計算すると、男性は8.73年、女性は12.07年となっており、この18年間、男性は9年前後、女性は12年台で推移しています。

「健康日本21(第二次)」(平成25(2013)年度から令和4(2022)年度までの第4次国民健康づくり運動)では「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」を健康の増進に関する基本的な方向の一つとして挙げ、平均寿命の増加分を上回る(健康寿命の)増加を具体的な目標としています。平均寿命と健康寿命との差を縮めることができれば社会保障費の抑制も期待できるということかもしれませんが、国民が健康で長生きできることは良いことなので、更なる延伸を期待します。(総合福祉研究会)

◆図表1 平均寿命と健康寿命の推移



今後、平均寿命の延伸に伴い、こうした健康寿命との差が拡大すれば、医療費や介護給付費の多くを消費する期間が増大することになります。疾病予防と健康増進、介護予防などによって、平均寿命と健康寿命の差を短縮することができれば、個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会保障負担の軽減も期待できます。(厚生労働省HPより)



沖縄など3県にまん延防止措置～新型コロナウイルスの感染が急拡大～

政府は1月9日、新型コロナウイルスの感染が急拡大する沖縄、山口、広島に、1月31日を期限として、まん延防止等重点措置を適用しました。昨年9月30日に緊急事態措置、まん延防止等重点措置が終了して以来の措置となりました。

令和2(2020)年1月16日に最初の陽性者が確認されてからわが国は5回の大量感染期を経験、昨年8月には1日2万5千人を超える新規陽性者数となりましたが、昨年11月から12月はかなり落ち着き、前7日間平均の新規陽性者数は100人程度まで低下しました(下記資料参照)。しかし今年に入って、元日には456人だった新規陽性者数が1月8日には8,311人と、1週間で18倍以上に増加しています。

この急激な新規陽性者数増大の原因は、感染力の強いオミクロン株の感染拡大と言われています。オミクロン株は、いわゆる上気道の炎症を引き起こしやすいが肺まで達して重症化するリスクは低いと言われています。第5波が収まった要因は明確には分かってはいませんが、高いワクチン接種率やマスク・手洗いの励行等が功を奏したのではないかと思います。しかしこのオミクロン株は、ワクチンを接種した人や過去に新型コロナウイルスに感染して回復した人が再び感染するおそれがあるとの指摘も有ります。

重症化しにくいとは言っても、感染者が増えれば一定の割合で入院患者や死者は増えます。早期の収束を期待しつつも引続きの感染防止対策と第3回目のワクチン接種の早期実施等が望まれます。

(総合福祉研究会)



児童福祉施設等の監査方法の見直し～書面監査やリモート監査も導入へ～

児童福祉施設施行令(昭和23年政令第74号。以下「令」といいます。)第38条では、都道府県知事は児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ)が設備及び運営に関する基準を満たしているかについて、また令第35条の4の規定では、市町村長は家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業)が設備及び運営に関する基準を満たしているかについて、1年に1回以上、当該職員に実地で検査させなければならないとされています。

しかしながら、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止する等の観点から、原則実地とされている社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査・立入調査・実地指導等について、実地によらずとも書面やリモートでの監査等を認めてほしい旨の地方分権改革に関する提案がありました。また厚生労働省の「児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会」でも昨年12月22日に、児童福祉施設の監査方法として例外的に書面監査(施設の実地において行われない監査)やWeb会議サービスを活用した監査を認め、そのための法令上の措置を講ずるべきとする報告書案を審議しました。これらを受けて、厚生労働省では、令第38条及び令第35条の4から都道府県知事や市町村長による監査を実地で行うという要件を削除する方向で検討しています。

この内容で認められた場合、改正令の施行は令和4年4月1日とし、改正後における児童福祉施設等に対する監査の方法については厚生労働省子ども家庭局長通知において具体化する予定です。

(総合福祉研究会)